

# 狛江市適正管理吸い殻入れ登録制度実施要綱

平成27年2月16日

要綱第11号

## (目的)

第1条 この要綱は、市内に設置され、適正に維持管理されている吸い殻入れを登録し、当該吸い殻入れの所在地に関する情報を広く周知することにより喫煙マナーの向上を図る制度（以下「適正管理吸い殻入れ登録制度」という。）を実施することに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

## (定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、狛江市路上喫煙等の制限に関する条例（平成26年条例第19号）において使用する用語の例による。

## (対象)

第3条 適正管理吸い殻入れ登録制度の対象とする吸い殻入れは、道路等又は道路等に隣接する民地に設置されるものとする。

## (申請)

第4条 前条に規定する適正管理吸い殻入れ登録制度の対象となる吸い殻入れの所有者又は管理者が登録を希望するときは、狛江市適正管理吸い殻入れ登録申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

## (登録)

第5条 市長は、前条に規定する申請があったときは、次の各号のいずれにも該当することを確認し、適当と認めるときは、当該申請をした吸い殻入れの所有者又は管理者（以下「申請者」という。）に対し、狛江市適正管理吸い殻入れ登録通知書（様式第2号）により通知するとともにステッカー（様式第3号）を交付するものとする。この場合において、当該吸い殻入れの適正な維持管理が行われることの確認を行うため、申請者に対し必要な資料の提出を求め、又は現地調査を行うことができる。

- (1) 吸い殻入れの設置場所が人の通行の妨げとならないこと。
- (2) 吸い殻入れの清掃、水の補充・交換、吸い殻の収集等の管理が適切に行われていること。
- (3) 吸い殻入れから著しく迷惑や危険を及ぼす火や煙が発生した場合に、早急に対処できること。
- (4) 吸い殻入れの設置について、関係法令を遵守していること。

2 市長は、前条に規定する申請について登録することが適当でないと認めるときは、申請者に対し、狛江市適正管理吸い殻入れ登録不承認通知書（様式第4号）により通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により登録したときは、当該吸い殻入れに関する情報を狛江市適正管理吸い殻入れ登録台帳（様式第5号）に記載するものとする。

## (公表)

第6条 市長は、前条第1項の規定により登録された者（以下「登録者」という。）の同

意を得た上で、当該吸い殻入れの所在地に関する情報を市の印刷物、ホームページ等に  
適宜公表し、周知するものとする。

2 登録者は、適正管理吸い殻入れ登録制度に基づき登録されていることを当該登録者の  
印刷物、ホームページ等において公表することができる。

3 登録者は、交付されたステッカーを当該吸い殻入れ又は付近の見やすい場所に貼付す  
るものとする。

(変更)

第7条 登録者は、当該吸い殻入れの設置状況に変更があったときは、市長に狛江市適正  
管理吸い殻入れ登録変更・辞退届（様式第6号）を提出するものとする。

2 市長は、前項の規定により変更の届出を受けた内容について適正であると認めたとき  
は、狛江市適正管理吸い殻入れ登録変更承認通知書（様式第7号）により通知するもの  
とする。

(報告及び調査)

第8条 市長は、必要があると認めるときは、登録者に対し当該吸い殻入れの維持管理状  
況について報告若しくは資料の提出を求め、又は現地調査を行うことができる。

(登録の取消し)

第9条 市長は、登録者又は当該吸い殻入れが次のいずれかに該当するときは、その登録  
を取り消すことができる。

(1) 登録者が登録の辞退を希望し、狛江市適正管理吸い殻入れ登録変更・辞退届（様  
式第6号）を提出したとき。

(2) 第7条第1項の規定による登録変更の届出内容により、当該吸い殻入れの適正な  
維持管理が困難であると認められるとき。

(3) 前条の規定による報告若しくは資料の提出又は現地調査により、当該吸い殻入れ  
の適正な維持管理が困難であると認められるとき。

(4) 正当な理由が無く、前条の規定による報告若しくは資料の提出又は現地調査を拒否  
したとき。

(5) 偽りその他不正な手段により登録されたことが判明したとき。

2 市長は、前項の規定によりその登録を取り消すときは、狛江市適正管理吸い殻入れ登  
録取消通知書（様式第8号）により登録者に通知するとともに、ステッカーの返還を求  
めるものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 この要綱を施行するために必要な準備行為は、この要綱の施行の前日においても行う  
ことができる。